

会議録

会議の名称	第32回人にやさしいまちづくり推進協議会
開催日時	令和6年3月25日（月曜日） 午後2時～午後3時20分
開催場所	保谷東分庁舎 地下1階 会議室1
出席者	【委員】 青柳委員、池田委員、江口委員、清水委員、中舘委員、伴委員、藤嶋委員、三輪委員 【西東京市】 門倉都市計画課長、稲船係長、谷蔭主事、岡崎主事
議題	「第三期西東京市人にやさしいまちづくり推進計画」の策定について
会議資料の名称	第三期西東京市人にやさしいまちづくり推進計画（素案） 西東京市小規模店舗等バリアフリー改修工事等助成金のパンフレット（案）
記録方法	☐ 全文記録 ☒ 発言者の発言内容ごとの要点記録 ☐ 会議内容の要点記録
会議内容	
○会長：これより第32回人にやさしいまちづくり推進協議会を開催する。 「第三期西東京市人にやさしいまちづくり推進計画」の策定について」を議題とする。それでは、事務局からの説明をお願いします。 ○事務局：（第三期西東京市人にやさしいまちづくり推進計画（素案）及び西東京市小規模店舗等バリアフリー改修工事等助成金（案）の説明） ○会長 これより質疑意見に移る。挙手のうえ発言をお願いします。 ○F委員 小規模店舗等バリアフリー改修工事等助成金について、周知を徹底していただきたい。市のホームページだけではなく、いろいろな組合を通して、制度をPRしていただきたい。 ○事務局 頂いた意見を参考に周知を行う。 ○C委員 小規模店舗等バリアフリー改修工事等助成金について、基本改修工事と簡易改修工事の提出書類が一緒になっていますが、例として、現況建物平面図ですが、どこまでの精度のものが必要なのか。資格のある人が作成した図面でよいかそれとも申請者が作成した図面でもよいか。 ○事務局 添付する書類は、事前相談を受けた段階で、申請者に負担が掛からないよう工夫する。 ○A委員 小規模店舗等バリアフリー改修工事等助成金の基本改修工事について、同一建築物につき通路、出入口、便所各1回申請できるとのことですが、例えば、通路と出入口の工事を一体的に行った場合は1回になるのかそれとも2回になるのか。通路と出入口の工事を一体にしないとバリアフリー改修の効果が半減してしまうのではないか。一体的に行う経費が助成金額の上限に達する工事費だった場合、取り扱いを利用しやすい制度にしてほしい。 ○事務局 想定をしていないので、内部で検討する。ただ、過去の例を見ると、通路の改修だけで助成金額の上限に達する工事費がかかっている。 ○B委員 来年度の助成金の予算は。 ○事務局 令和6年度は、基本改修工事が1件、簡易改修工事が2件、コミュニケーションツール作成等助成が2件を想定しており、予算額としては、65万円を計上している。 ○B委員 予算を増やすことはできないか。 ○事務局 実績件数が少ないため、これ以上の金額を計上することは出来なかった。予算の範囲内で件数については、調整が出来る。 ○C委員 予算の話がでたので17ページ、14 防災・防犯市民組織活動への支援でソフト面での施策について、住宅課が所管する木造住宅耐震改修等助成制度があり、令和7年度までの期間	

限定ではあるが助成金額が拡充され改修工事を行う人が増加したと聞いた。拡充期間終了後、助成金額が元に戻った場合、改修工事を行う人が少なくなるのが懸念だ。木造住宅密集地域など市報やホームページなどで広く市民の方に周知して、防災の意識を高める取り組みを行ってほしい。

○事務局 都市計画マスタープランで、将来のまちづくりの方針で「防災まちづくり」として将来のまちづくりの方針と将来都市像の実現に向けた施策の方向を示している。本計画だけではなく、その他の計画でも防災性の高いまちづくりを促進していく。木造住宅耐震改修等助成制度については、ご意見として住宅課に伝える。

○F委員 7 スポーツ相談窓口の設置の施策と 19 市民の健康づくり支援の施策が両方とも健康づくり、増進とあり、施策内容が似ている感じがする。どのように理解すればよいか。

○事務局 7 スポーツ相談窓口の設置は、スポーツを通して健康づくりの推進やコミュニティの活性化を目的としています。19 市民の健康づくり支援は、スポーツ関係なく、高齢者も含めて市民全体の健康づくりを支援するとしている。

○F委員 7 は項目として情報提供の充実に位置付けられている。窓口を設置することによって、情報提供のクオリティが上がり相談量も増える。との説明であればわかる。なにか読んでみると、今後の目標も似ている。情報の提供に特化した書き方にすればと思う。

○事務局 健康事業ガイドとは、大人の検診や健康検診、予防接種の案内などが掲載されている。健康づくりの施策と、スポーツの施策とで分けている。

○F委員 新規の施策なので、今後目標がずれていかないようにしていただきたい。

○事務局 内容について、調整する。

○H委員 スポーツ振興課は何部ですか。

○事務局 生活文化スポーツ部です。

○G委員 38 開発指導に基づく緑の創出 に関連して、市の南側に東京都が管理する多摩湖自転車歩行者道がある。以前は両側がほとんど緑地であったが、現在はほとんど宅地化されほとんどの緑地がなくなってしまった。また、歩行者道沿いに住宅が建築され、既存の高木が原因で日陰になったり、葉が落ちたりするためほとんどの高木が伐採されてしまった。少しでも緑を残したいと思い、歩行者道を管理する東京都に自ら木などを植えることは可能かと問い合わせをしたところ許可されなかった。今までの宅地開発をみると初めに道路や宅地の区割りをして余ったところに緑地を作っている感じがする。宅地造成における緑地の配置などは協議できるのか。歩行者道沿いの宅地造成を行う場合、東京都と開発事業者と市で配置等の協議を行うのか。

○事務局 人にやさしいまちづくり条例に基づき開発事業者が緑地等は整備する。緑地等について、市が管理する場合は、配置や形など基準を定めている。事業主が管理する場合は、管理しやすい場所に設置すると思う。また、東京都との協議ですが、市は協議を行わない。

○G委員 30 既存の公園・緑地の適切な維持管理 について、公園管理協力会員が適切な維持管理を行うとあるが、公園管理協力会員はどのようにすればなれるのか。また、適切な維持管理とは、雑草を抜いたり、掃除をしたり、草花の手入れなどを行うのか。また、高木が植わっている緑地等の場合、新たに木を植えたりすることはできるか。

○B委員 西原自然公園では、古い木を切って新しい木を植えて木の更新を 20 年前から行っている。木を切るなどと言われるが戦後すぐに植えた木が 70 年位経っており切らないといけない木が増えている。歩行者道も切るだけではなく木の更新を行えばと思う。ただ、予算や人手のこともあり行われないのではないか。西原自然公園では、公園管理協力会員ができる範囲で行ってきた。また、小さな公園の管理について、担当課も苦慮していると聞く。例えば、市が管理する公園があり、その横で宅地造成が行われる場合、既存の公園と新たに設置する公園を隣同士に配置すれば比較的大きな公園が出来る。ただ、協議がうまくいかないケースが多いと聞く。西原自然公園は木の更新のため伐採しているが、他の公園は雑草を抜いたり、掃除くらいになると思う。

○G委員 会員になると、公園に木を植えることは可能か。

○事務局 木を植えることはできない。

○G委員 36 大規模開発における開発指導に基づく歩道等の設置 について、今後の目標につ

いて素案の時と文言が変わっているがなぜか。

○事務局 施策の内容と今後の目標の書き方が同じであったため、修正を行った。

○G委員 小規模店舗等バリアフリー改修工事等助成金助成金の申請について、改修工事全体の一部に助成金対象工事が含まれる場合等は、対象工事を別にする必要があり、市と施工工事業者とそれぞれの調整等手続きが煩雑にならないよう配慮してほしい。また、施工工事業者への指導にも配慮してほしい。

○事務局 事前相談等行い、手続きがスムーズに行えるようにする。

○C委員 22 都市計画道路の整備促進 について、田無駅南口駅前広場から南側の部分は、進んでいるか。

○事務局 事業説明会を行っている。

○C委員 駅前広場から数メートルいったところからかなりの高低差がある。そこはどのようなか。

○事務局 詳細な設計はまだ行っていない。

○C委員 ここの路線の話だけではなく、都市計画道路全体の見直しの時期に差し掛かっているのではないかと思う。4 地域における福祉教育の推進 について、これまでの取組の4行目「インクルーシブ」ですが、意味が分かりづらいので用語の解説に追加したほうがよい。

○事務局 用語の解説に追加する。

○会長 各委員からの様々な意見があったので、事務局で内容を修正しその内容の確認は会長、副会長に一任でよろしいか。

○各委員 異議なしの声。

○会長：では、内容を一部修正し承認するとして答申したいと考えるが、よろしいか。

○各委員：異議なしの声

○会長 本日は以上になる。本日の会議について西東京市市民参加条例第9条の規定に基づき、会議録の作成と公開を事務局に指示する。これをもって第32回人にやさしいまちづくり推進協議会を閉会する。